職員の育児休業等に関する規則  $\mathcal{O}$ 一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月二十九日

奈良県人事委員会委員長 松 村 二 郎

## 奈良県人事委員会規則第十八号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則 (平成四年三月奈良県人事委員会規則第十五号) *Ø*)

第七条の二第二号及び第三号を次のように改める。

部を次のように改正する

ない職員として、 は一般職の職員の給与に関する条例 非常勤職員にあっては同項第一号に掲げる職員として、 第一項に規定する会計年度任用職員 常勤職員及び地方公務員法 「給与条例」という。 それぞれ在職した期間 )第二十三条の二第七項の規定により期末手当を支給され (昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二 (以下 (昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号。 「会計年度任用職員」という。 会計年度任用職員にあっ 以外の 7

されて 二十六条第一項 地方公務員法第二十八条第二項の規定により休職にされ いた期間を除く。 (同条第八項に お 1 て準用する場合を含む。 てい た期間 の規定により (給与条例第

第七条の二に次の二号を加える。

地方公務員法第二十九条第一項の 規定により停職にされ 7 い た期間

五. 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら

従事した期間

第十四条の二中 「六時間十五分」 を 「六時間」 に改める。

## 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。